

議案第 5 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

(提案理由)

個人番号の利用の範囲に係る事業の名称変更及び廃止に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の項中「瑞穂町重度身体障害者緊急通報システム事業」を「瑞穂町重度身体障害者等救急直接通報システム事業」に改め、同表 6 の項中「瑞穂町重度心身障害者火災安全システム事業」を「瑞穂町重度心身障害者住宅火災直接通報システム事業」に改め、

同表 20 の項中「瑞穂町高齢者火災安全システム事業」を「瑞穂町高齢者住宅火災直接通報システム事業」に改め、同表 21 の項中「瑞穂町高齢者緊急通報システム事業」を「瑞穂町高齢者救急直接通報システム事業」に改め、同表中 24 の項及び 25 の項を削り、26 の項を 24 の項とし、27 の項から 40 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 3 の部中「瑞穂町重度身体障害者緊急通報システム事業」を「瑞穂町重度身体障害者等救急直接通報システム事業」に改め、同表 6 の部中「瑞穂町重度心身障害者火災安全システム事業」を「瑞穂町重度心身障害者住宅火災直接通報システム事業」に改め、同表 20 の部中「瑞穂町高齢者火災安全システム事業」を「瑞穂町高齢者住宅火災直接通報システム事業」に改め、同表 21 の部中「瑞穂町高齢者緊急通報システム事業」を「瑞穂町高齢者救急直接通報システム事業」に改め、同表中 24 の部及び 25 の部を削り、26 の部を 24 の部とし、27 の部から 42 の部までを 2 部ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新		旧	
第1条から第6条 略		第1条から第6条 略	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
略	略	略	略
3 町長	瑞穂町重度身体障害者等救急直接通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	3 町長	瑞穂町重度身体障害者緊急通報システム事業____の実施に関する事務であって規則で定めるもの
略	略	略	略
6 町長	瑞穂町重度心身障害者住宅火災直接通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	6 町長	瑞穂町重度心身障害者火災安全システム事業____の実施に関する事務であって規則で定めるもの
略	略	略	略
20 町長	瑞穂町高齢者住宅火災直接通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	20 町長	瑞穂町高齢者火災安全システム事業____の実施に関する事務であって規則で定めるもの
21 町長	瑞穂町高齢者救急直接通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	21 町長	瑞穂町高齢者緊急通報システム事業____の実施に関する事務であって規則で定めるもの
略	略	略	略
		24 町長	瑞穂町高齢者ふれあい訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
		25 町長	瑞穂町高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
24から38 略	略	26から40 略	略
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	

機関	事務	特定個人情報
略	略	略
3 町長	<u>瑞穂町重度身体障害者等救急直接通報システム事業</u> の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
略	略	略
6 町長	<u>瑞穂町重度心身障害者住宅火災直接通報システム事業</u> の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
略	略	略
20 町長	<u>瑞穂町高齢者住宅火災直接通報システム事業</u> の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
21 町長	<u>瑞穂町高齢者救急直接通報システム事業</u> の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
略	略	略

機関	事務	特定個人情報
略	略	略
3 町長	<u>瑞穂町重度身体障害者緊急通報システム事業</u> の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
略	略	略
6 町長	<u>瑞穂町重度心身障害者火災安全システム事業</u> の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
略	略	略
20 町長	<u>瑞穂町高齢者火災安全システム事業</u> の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
21 町長	<u>瑞穂町高齢者緊急通報システム事業</u> の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
略	略	略
24 町長	<u>瑞穂町高齢者ふれあい訪問</u>	<u>生活保護関係情報</u> であって規則

<u>24か</u> <u>ら40</u> 略	略	略

別表第3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

	<u>事業の実施に 関する事務で あつて規則で 定めるもの</u>	<u>で定めるもの</u>  <u>地方税関係情報 であつて規則で 定めるもの</u>
<u>25</u> <u>町長</u>	<u>瑞穂町高齢者 生活支援ヘル パー派遣事業 の実施に關す る事務であつ て規則で定め るもの</u>	<u>生活保護関係情 報であつて規則 で定めるもの</u>  <u>地方税関係情報 であつて規則で 定めるもの</u>
<u>26か</u> <u>ら42</u> 略	略	略

別表第3 略